

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 平成二十九年東京都補正予算の公表……………
- ………(財務局主計部議案課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施 (三件)……………
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………二
- 公共測量の終了 (八件)……………
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (三件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 (二件)……………(同)……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………九
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………一〇
- 森林法第百八十九条の揭示……………
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………一〇
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二

告示 (教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………三

告示 (文)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………三

公 告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 (下水道局)……………四

正 誤

○平成二十九年八月三十一日付東京都告示第千三百六十号……………五

告 示

●東京都告示第千四百六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二五六	書籍	Charles Co mics No. 02	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		純愛インモラル	
		株式会社メディアソフ	

ト
ある。

●東京都告示第千四百七号

平成二十九年九月五日東京都議会の議決を得た平成二十九年度の東京都補正予算を、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

平成29年度東京都中央卸売市場会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度東京都中央卸売市場会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度東京都中央卸売市場会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 市場事業費	32,888,000千円	2,522,000千円	35,410,000千円
第1項 営業費用	23,082,044千円	2,386,000千円	25,468,044千円
第2項 営業外費用	4,804,956千円	136,000千円	4,940,956千円
支出合計	32,888,000千円	2,522,000千円	35,410,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,447,000千円」を「12,403,000千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 市場資本的支出	9,449,000千円	2,956,000千円	12,405,000千円
第1項 建設改良費	6,011,683千円	2,956,000千円	8,967,683千円
支出合計	9,449,000千円	2,956,000千円	12,405,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
市場建設改良事業	平成30年度	1,804,000千円

●東京都告示第千四百八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 葛飾区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十九年十月二十四日から平成三十年一月十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千四百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 中央区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年十月二十六日から同年十二月七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千四百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計に限る。）の所在場所定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 墨田区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

二 検査期日 平成二十九年十月十六日から同月二十日まで

三 検査場所 特定計量器（皮革面積計に限る。）の所在の場所

●東京都告示第千四百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中央区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量（街区多角点測量及び三級基準点測量（復旧測量））
- 三 測量の区域 中央区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年一月二十日から同年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 杉並区地内

四 測量の期間 平成二十九年一月三十日から同年三月十五日まで

●東京都告示第千四百十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区保木間五丁目、伊興二丁目及び伊興本町一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年五月十三日から平成二十九年三月十日まで

●東京都告示第千四百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年四月七日まで

●東京都告示第千四百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(数値図化(同時調整含む))
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月十六日から平成二十九年五月十六日まで

●東京都告示第千四百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、青梅市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

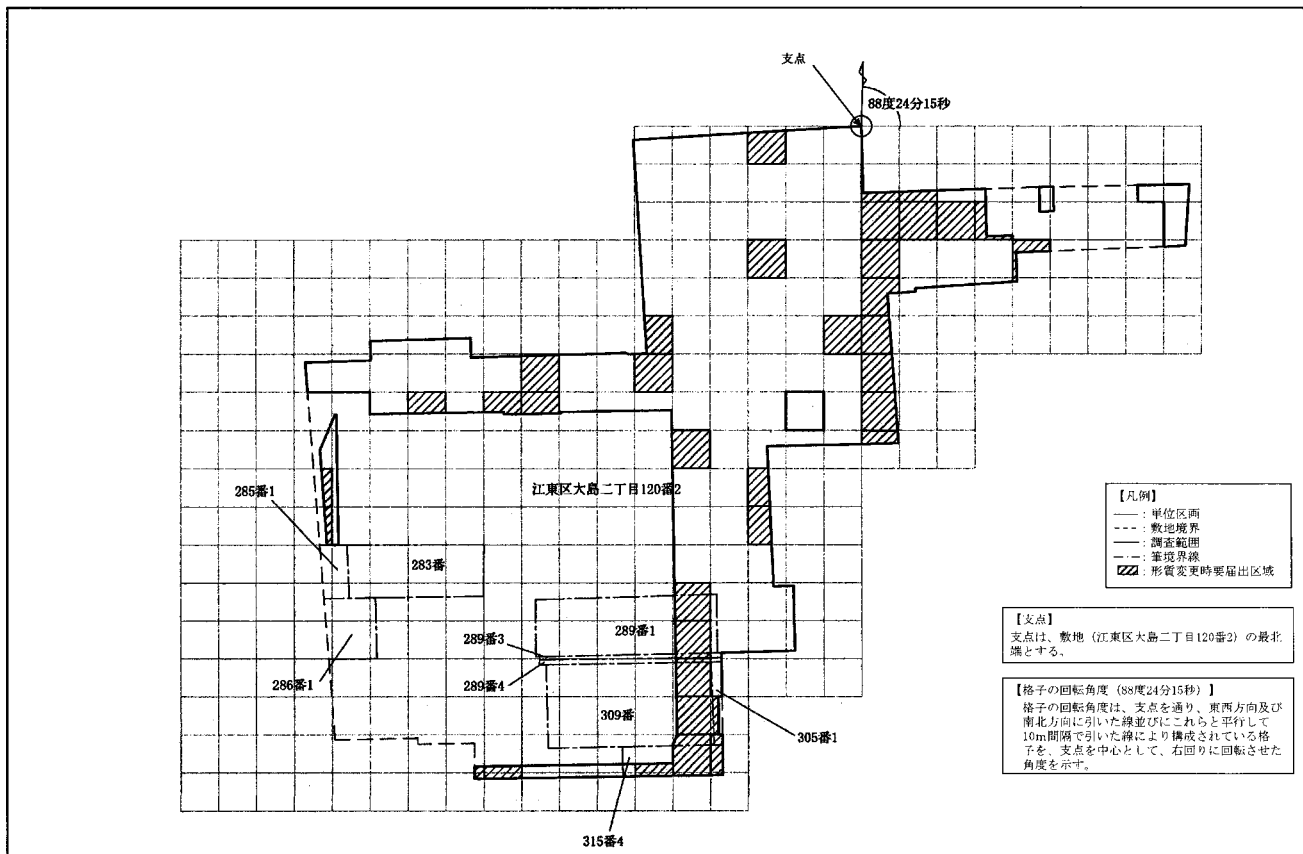
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

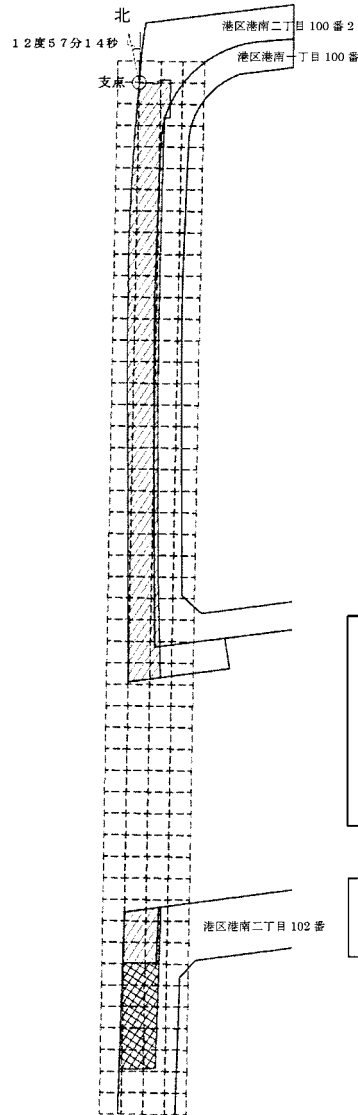
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第350号により指定した区域)

【支点】

支点は世界測地系座標 (-8347.472, -40831.037) とする。

【格子の回転角度 (12度57分14秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百二十一号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区梅田四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区梅田四丁目1160番2の最北端とする。

【格子の回転角度（1度31分09秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第百八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

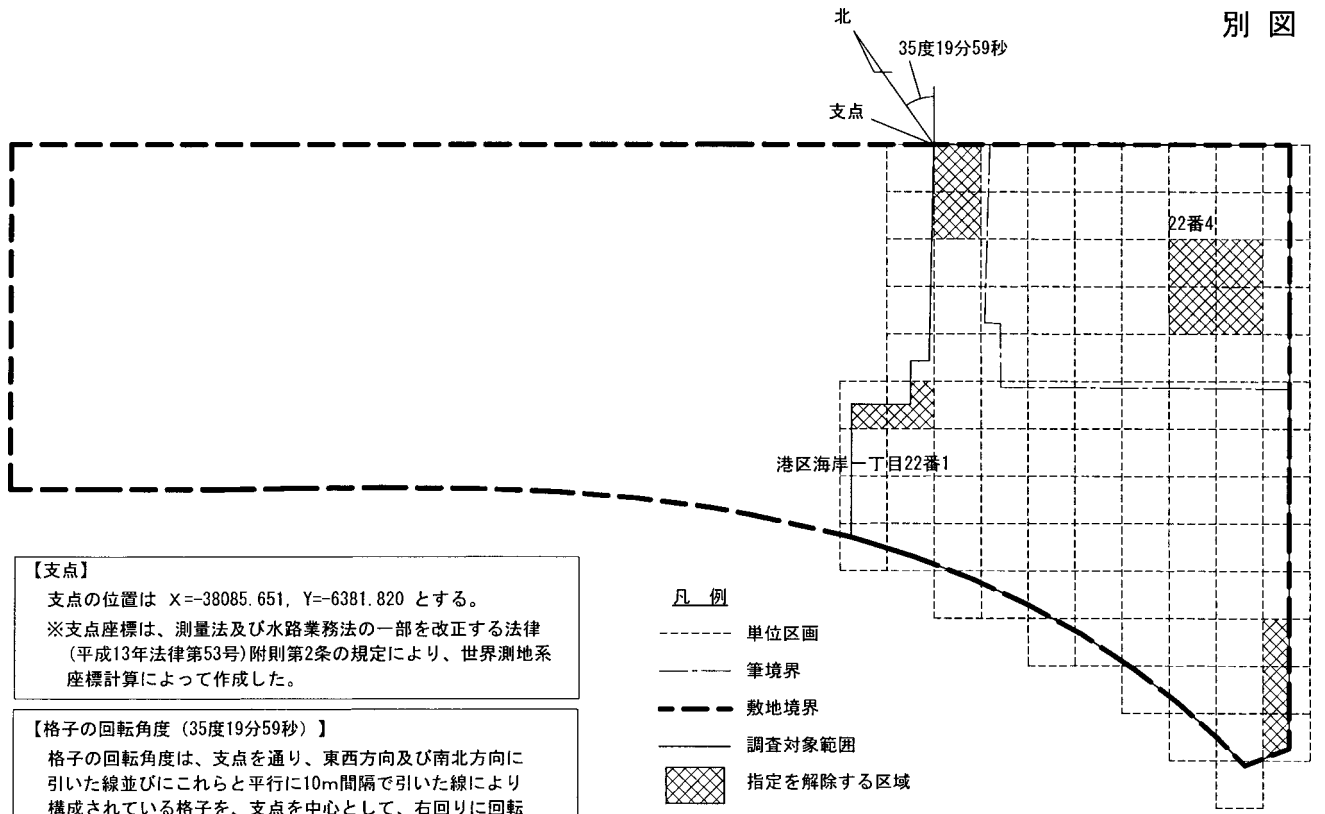
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区海岸一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
 支点の位置は $X=-38085.651$, $Y=-6381.820$ とする。
 ※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律
 (平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系
 座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (35度19分59秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行に10m間隔で引いた線により
 構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転
 させた角度を示す。

- 凡例**
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 調査対象範囲
 - ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千四百二十三号

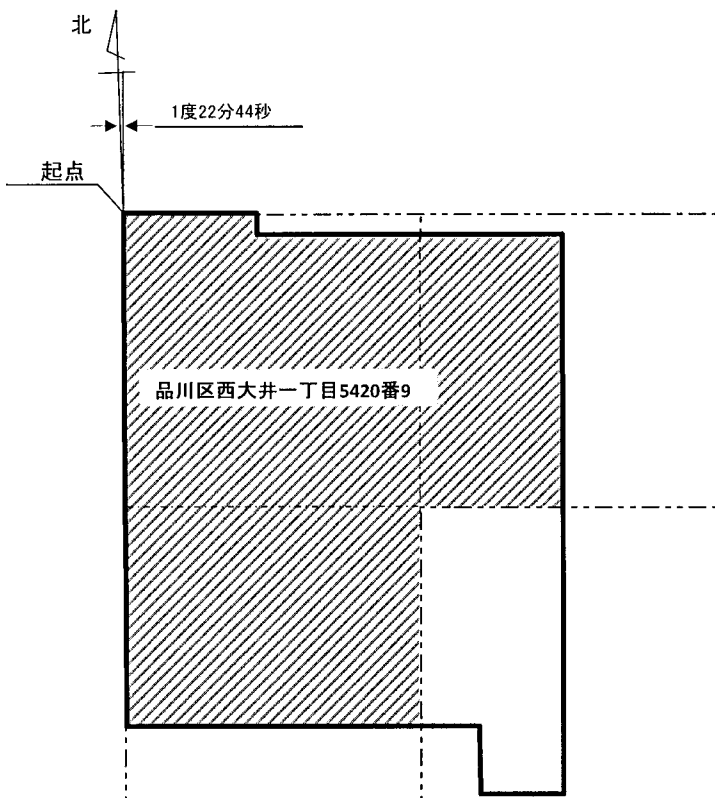
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第
 四項の規定により、平成二十八年東京都告示第千八百二十
 二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同
 條第五項において準用する同條第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】	
	指定を解除する区域
	調査対象地・筆境界
	単位区画境界線

【起点】
 起点は、品川区西大井一丁目5420番9の最北端とする。

【格子の回転角度：1度22分44秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百七十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市四谷五丁目地内）

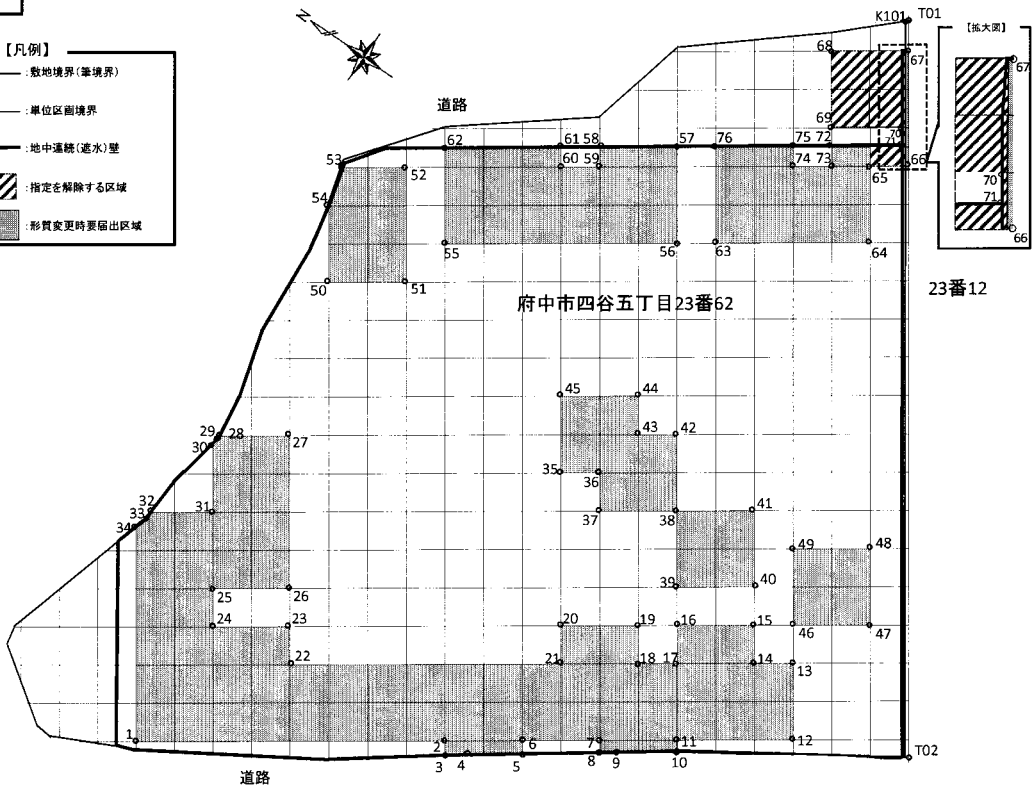
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

- 【凡例】
- 敷地境界(筆境界)
 - 単位区画境界
 - 地中通続(遮水)壁
 - ▨ 指定を解除する区域
 - ▩ 形質変更時要届出区域



区画番号	面積	積算
1	36896.743	32800.327
2	36847.017	35889.236
3	36845.937	35971.988
4	36844.629	35873.517
5	36846.278	35982.849
6	36823.083	35882.864
7	36819.954	35887.991
8	36818.234	35900.826
9	36816.304	35803.406
10	36815.623	35814.783
11	36802.022	35812.419
12	36800.723	35804.097
13	36800.000	35826.376
14	36873.783	35813.815
15	36866.601	35807.848
16	36879.931	35889.122
17	36887.293	35884.097
18	36884.001	35881.574
19	36888.697	35884.758
20	36900.228	35870.520
21	36807.582	35876.786
22	36807.852	35876.852
23	36847.585	35818.484
24	36881.126	35803.757
25	36884.005	35816.881
26	36840.223	35811.718
27	36810.710	35804.665
28	36823.568	35770.729
29	36824.339	35780.948
30	36822.399	35770.288
31	36839.028	35783.458
32	36849.508	35777.225
33	36851.095	35772.584
34	36855.894	35771.886
35	36870.174	35847.097
36	36884.005	35850.231
37	36877.271	35852.097
38	36857.840	35871.824
39	36872.587	35889.236
40	36859.028	35900.826
41	36844.208	35888.252
42	36843.113	35858.293
43	36849.878	35850.929
44	36842.015	35844.152
45	36826.046	35879.416
46	36859.534	35814.213
47	36846.102	35838.860
48	36831.375	35819.408
49	36844.005	35800.881
50	36874.548	35784.284
51	36881.018	35779.884
52	36838.523	35769.084
53	36848.847	35747.382
54	36838.888	35750.640
55	36846.888	35780.294
56	36806.284	35824.464
57	36785.931	35808.884
58	36802.678	35783.883
59	36803.698	35788.805
60	36811.884	35788.841
61	36809.434	35786.627
62	36828.777	35784.500
63	36799.528	35831.828
64	36772.465	35851.283
65	36757.735	35847.751
66	36790.872	35855.115
67	36728.981	35824.818
68	36742.412	35820.090
69	36757.140	35833.824
70	36744.784	35847.091
71	36749.635	35851.579
72	36782.023	35838.118
73	36764.503	35846.387
74	36771.298	35833.074
75	36768.807	35820.762
76	36782.336	35818.050
K101	36728.192	35829.785
T01	36724.304	35830.612
T02	36866.418	35881.185

上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の
規定により世界測地系座標計測により作成した。

●東京都告示第千四百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十二年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に新潟県長岡市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成二十九年八月二十三日

●東京都告示第千四百二十六号

森林法(昭和三十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第三十三條第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九條の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な	掲示場所
	通知の相手方	

西多摩郡檜原村字倉掛 九三六九番二、同番四、 同番五、九三九一番四	大久保忠重	檜原村役 場
西多摩郡檜原村字倉掛 九三八九番	田倉倉太郎	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第九号のとおり。

●東京都告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十九年九月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

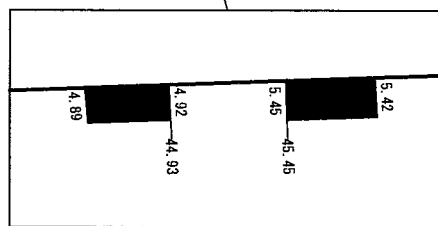
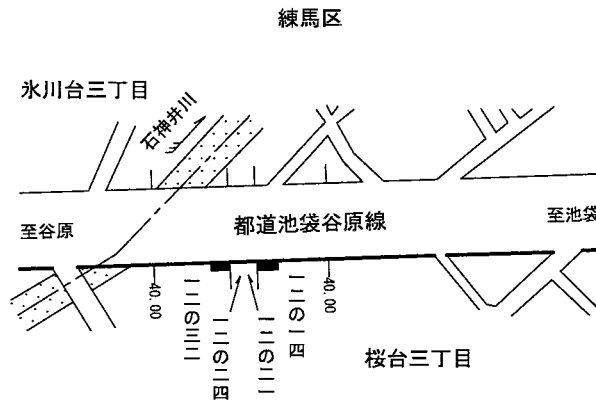
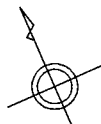
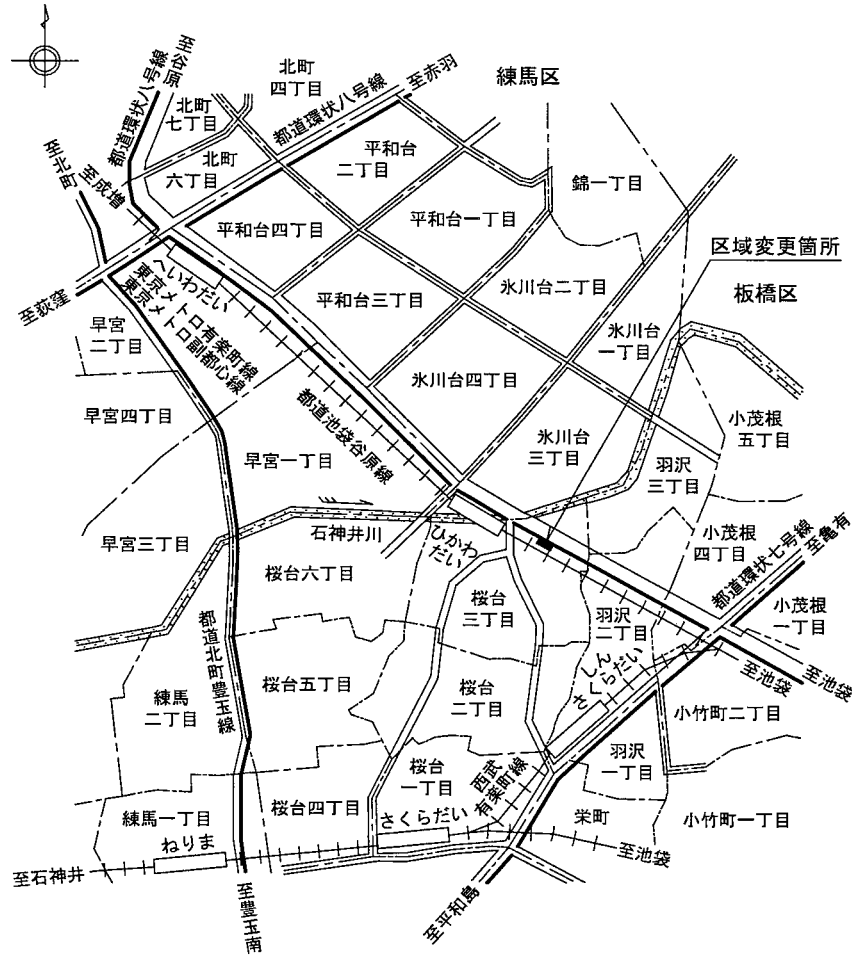
- 一 路線名 池袋谷原
- 二 変更の区間 練馬区桜台三丁目十二番十四地先から同所同番三十二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道池袋谷原線区域変更略図
練馬区桜台三丁目地内



延長 二四・〇八メートル
面積 一・二三・六一平方メートル



告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十一号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十九年九月十五日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十九年十月二十日、同年十一月十七日及び同年十二月十五日

二 理由 設備等の保守点検のため

告示(交)

●交通局告示第八号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成二十九年九月十五日

東京都交通局長 山手 斉

一 記念乗車券の名称

都営地下鉄「秋」のワンデーパス

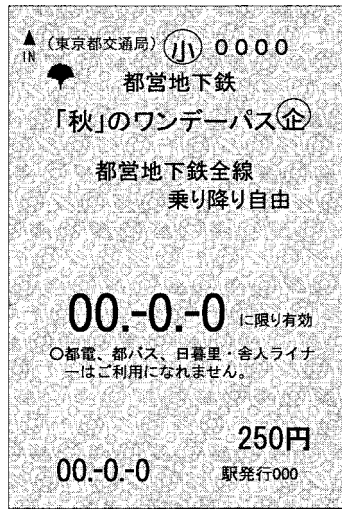
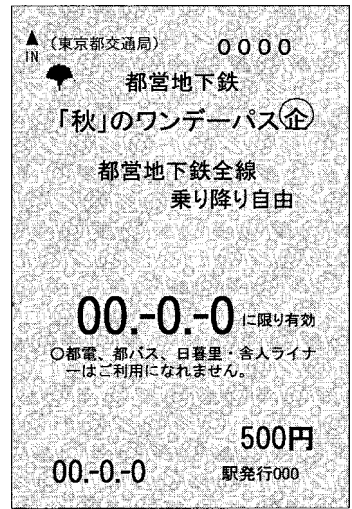
二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用

(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

平成二十九年九月十六日から同年十一月二十三日まで

の東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができる。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 A R U N Seed

二 代表者の氏名

山岡 聡子

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目十一番七号 一新ビル八階

四 認定の有効期間

平成二十九年七月二十八日から平成三十四年七月二十七日まで

一 名称

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

二 代表者の氏名

松本 恵里

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸東三丁目三番十五ー三〇八号 ライフパティオ浜田山

四 認定の有効期間

平成二十九年七月二十七日から平成三十四年七月二十
六日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本多発性硬化症協会

二 代表者の氏名

水谷 裕之

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区寿四丁目一番二号

四 認定の有効期間

平成二十九年七月二十八日から平成三十四年七月二十
七日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十九年九月十五日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年九月十五日

一 店舗名

東京都知事 小 池 百合子
晴海アイランドトリトンスクエア
商業施設

二 店舗所在地

中央区晴海一丁目八番十六号ほか

三 設置者名

住友商事株式会社ほか五名

四 設置者住所

中央区晴海一丁目八番十一号ほか

五 変更を行った設置者名

東京トヨペット株式会社

六 変更前の設置者の代表者名

古谷 俊男

七 変更後の設置者の代表者名

大原 一夫

八 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社マルエツほか十九名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社マルエツほか二十一名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称

リフォームスタジオ株式会社ほか
五名

十一 変更前の小売業者の代表者名

豆靱 亮二(リフォームスタジオ
株式会社)ほか

十二 変更後の小売業者の代表者名

牧 和男(リフォームスタジオ株
式会社)ほか

十三 変更日

平成二十九年六月十三日ほか

十四 届出日

平成二十九年八月二十四日

十五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十六 縦覧期間

平成二十九年九月十五日から平成
三十年一月十五日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例(平成
元年東京都条例第十号)に定める
休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九
号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業
者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七
条の規定により公告する。

平成二十九年九月十五日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 指定した事業者

指定番号 商号又は
名称 代表者 事業所所在地

五四四七 株式会社 江川 脩 豊島区東鴨三丁目二
オートビ
ック プラザ東鴨第一八〇
四

五四四八 株式会社 石塚久美子 北区赤羽三丁目三番
石塚設備 三三〇一

五四四九 株式会社 林 致寛 足立区本木一丁目八
世林 番十四号

五四五〇 小野設備 小野 祐市 世田谷区喜多見二丁
目十番十六号

五四五一 合同会社 山口 幸子 江戸川区篠崎町七丁
Y.MI 目二十七番七号 ダ
ZU設備 イアパレス篠崎駅前
五〇三号室

五四五二 M.Kブ 小林 直人 葛飾区西水元三丁目
ラン 三番十九号

二 指定年月日

平成二十九年九月六日

正 誤

○平成二十九年八月三十一日付東京都告示第千三百六十号
増刊69一ページ中段中「占有」を「占用」に訂正する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001